

東広島市農業委員会令和6年10月（第10回）総会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月29日（火） 午前10時02分から午前10時57分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 23人

本議席番号順

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	長 原 毅	2	久 保 伸 司	3	岡土居 正弘
4	脇 坂 俊 之	5	台 川 洋 子	6	中 務 秀 子
7	古 川 みどり	8	杉 本 源 藏	9	柏 尾 博 明
10	荒 谷 義 憲	11	村 上 義 則	13	財 満 俊 子
14	仲 伏 英 雄	15	高 尾 昭 臣	16	大 月 靖 規
17	土 井 浩 文	18	在 間 輝 昭	19	古 本 啓 之
20	橘 川 一 則	21	小 倉 亜紗美	22	高 木 昭 夫
23	高 橋 久 雄	24	住 井 正 美		

- 4 欠席委員 1名

番号	氏 名
12	木 原 省 五

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 16番 大 月 靖 規 委員 17番 土 井 浩 文 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について

議案第 47 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する処分決定について

議案第 48 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 49 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- (5) 報告

報告第 48 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
 報告第 50 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
 報告第 51 号 農地改良届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	尾 崎 修 司
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	立 山 清 信
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任主事	岡 本 美由紀
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

(農業委員会事務局以外の職員)

産業部農林水産課

担い手支援係主査 崎 里 恵

議 長	それでは、これより10月総会を開会いたします。 これからは着席させていただいて、議事の進行を行います。 それでは、在任委員数24人中23人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、16番大月委員、17番土井委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。 会期は、令和6年10月29日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和6年10月29日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 まず、議案第46号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。
崎 里 主 査	それでは、議案第46号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理機構関係分）の決定について」ご説明いたします。 資料をご覧ください。 今回、議案として提出しております農用地利用集積計画につきましては5件、14,864㎡で、一括方式による利用権の設定に係るものでございます。 なお、今回の農用地利用集積計画につきましては、本日の総会でご決定をいただきま

崎 里 主 査	したら、11月5日付で公告することとしております。 説明は以上でございます。よろしくお願いします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がありましたらご発言ください。
	< な し >
議 長	ないようですので、これより採決に入ります。 議案第46号について異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第46号については異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。 ありがとうございました。農林水産課の方は退席をお願いします。
	< 崎里主査、退室 >
議 長	次に、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
小 田 主 査	それでは、総会議案の6ページをご覧ください。 議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を説明いたします。 今月は37件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳は、15ページに記載のとおりです。 申請番号223－1でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、224－2でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳の方です。果樹栽培を行いたいと農地を探していたところ、売却の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、家族の協力を得ながらブルーベリー、柿などの果樹を作付する予定です。 続いて、225－3でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社役員の方です。勤務する会社の近くで農地の売却の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、付き合いのある造園会社から技術指導を受けながら、栗、柿などの果樹を作付する予定です。 続いて、226－4でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。家庭菜園を始めるため農地を探していたところ、売却の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地では、ナス、トマトなどの季節野菜を作付する予定です。 続いて、227－5でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。自宅近くで耕作に便利であることから、このたびの申請に至ったものです。申請地では、水稻、季節野菜、柿などを作付する予定です。 続いて、228－6でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。 続いて、229－7でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人本人が耕作し、必要な農機具も確保されています。 続いて、230－8でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。申請地に隣接する居宅を購入し、転居する予定です。申請地では、ニンニク、ブルーベリーなど

小 田 主 査	の季節野菜や果樹、水稻を作付する計画で、近隣の農事組合法人から指導を受ける予定です。 続いて、231－9でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、232－10でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受入は●歳会社役員の方です。ブルーベリーを作付できる農地を探していたところ、勤務地に近い申請地の譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。申請地ではブルーベリーを作付する計画で、農機具については譲渡人と近隣の農家から借りる予定です。 続いて、233－11、234－12は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受入には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、235－13から238－16は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、239－17でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受入は●歳会社員の方です。申請地近くに居宅を購入し、拠点とする予定です。実家の水稻の耕作を長年手伝っており、申請地では水稻を作付し、近隣の農事組合法人から指導を受ける予定です。 続いて、240－18でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、241－19でございます。 経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。受入には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、242－20でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受入は●歳会社員の方です。親族の田を耕作していましたが、土地を売却したため耕作できなくなり、農地を探していたところ、知人が所有する農地近くでの譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。知人と共に受入本人が耕作し、必要な農機具も確保しておられます。 続いて、243－21でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受入は●歳会社員の方です。農業をしたいと農地を探していたところ、知人が所有する農地近くでの譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。知人と共に受入本人が耕作し、必要な農機具も確保しておられます。 続いて、244－22、245－23は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受入は●歳会社員の方です。自宅で家庭菜園をしていましたが、本格的に農業を始めたいと農地を探していたところ、知人が所有する農地近くでの譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものです。知人と共に受入本人が耕作し、必要な農機具も確保しておられます。 続いて、246－24、247－25は譲受人が同一であり、関連しますので、一括して説明させていただきます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、248－26でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。本申請地は、令和6年7月29日付で許可されましたが、本人からの願い出により9月19日付で許可取消しとなり、このたび改
---------	---

小 田 主 査	めて新たな受人で申請されたものでございます。受人は●歳自営業の方です。●●に本社を置く会社で、農地を借りるなどして農作業に従事しておられます。本申請地を取得し、農業経営を拡大させたいと考え、このたびの申請に至ったものです。隣接地の住宅を取得し、拠点として利用する予定です。月1回程度申請地に通い、●●在住の知人と共にレモンを作付する計画です。 続いて、249－27でございます。 新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●歳会社員の方です。隣接する居宅を購入し、転居する予定です。本申請地では、家庭菜園としてジャガイモ、タマネギなどの季節野菜やブルーベリーなどの果樹を作付する計画です。 続いて、250－28でございます。 贈与のため、所有権を移転するものです。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されておられます。 続いて、251－29でございます。 経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。本件は、●●に本店を置く●●が農地を取得し、太陽光パネルの下部において神事などに使用するサカキの栽培をするものです。受人の労力総数は、役員を含めた従業員35名に加え、季節雇で複数名雇用される予定です。本市においては、現在、農地法第3条により76,435.19㎡の農地を取得しております。 続いて、252－30から259－37は関連しますので、一括して説明いたします。 営農型発電設備の設置のため、地上権を設定するものです。本申請は、国の通知において、営農型発電設備の設置者と営農者が異なる場合には支柱に係る一時転用許可と下部の農地に民法第269条の2第1項の地上権またはこれと内容を同じくするその他の権利を設定するための農地法第3条第1項の許可を受けることが必要であるとされているため、営農型発電設備の設置者である●●が区分地上権設定のために申請されたものです。本申請地は、令和5年9月及び令和6年8月総会において農地所有適格法人である●●が神事などに使用するサカキを作付するものとして、農地法第3条の規定による所有権移転の許可を得ておられます。当該地上権については、一時転用許可と同時に権利設定を行うものとされておりますので、詳細については議案第49号において説明させていただきます。 以上、37件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。 説明は以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 担当地区の委員さんから補足説明がありましたらお願いいたします。
	< なし >
議 長	ないようですので、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。
住 井 委 員	24番住井です。 ちょっと聞いてみるのですが、ブルーベリーを大方これだけ植えて実際に管理できますか。不可能ですよ。ブルーベリーを植えるといってこれだけの面積を何人でやるのか知りませんが、簡単なのか知りませんが、事務局はもう少し考えてもらわないと、ブルーベリーはそう管理できませんよ。ブルーベリーを植えるとよく言われますけれども。面積から言えば230とか232－10は、面積からいっても無理ですよ、これ。草山になります。摘み取りもできませんよ、これだけ。これを1個ずつ摘むのに、人間が何人要るか。以上です。
小 田 主 査	ご意見ありがとうございます。 一応聞き取りではブルーベリーと聞き取りしていますが、実際のところ勉強させていただきたいと思います。ありがとうございました。
住 井 委 員	無理です、できるわけがない。
議 長	ご意見ありがとうございます。 ほかにはございませんか。
	< なし >

議	長	ないようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第47号について許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第47号は許可することに決定いたします。 次に、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
松下局長補佐		議案の16ページをお願いいたします。 議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。 今月は2件の申請がございました。 申請番号24－1でございます。 申請地は、●●の北西約720mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、所有する墓地が山裾にあり、墓参りが困難なため、当該農地を墓地にするため、転用許可申請をされたものでございます。 続きまして、申請番号25－2でございます。 申請地は、●●の西約450mに位置する小集団の第2種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、当該農地を経営するペットショップのドッグラン場とするため、転用許可申請をされたものでございます。 以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。 説明は以上でございます。
議	長	ただいま事務局から説明がありました。 担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
		< なし >
議	長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。
		< なし >
議	長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第48号について、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、今回の意見はいずれも広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
		< 全員挙手 >
議	長	全員賛成ですので、議案第48号は許可することに決定いたします。 次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
豊田主査		それでは、総会議案の18ページをお願いいたします。 議案第49号についてご説明いたします。 今月は23件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、総会議案の25ページをご覧ください。 それでは、178－1について説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。なお、農振農用地からは令和6年7月29日付で除外済みとなっております。 続きまして、179－2、180－3は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 駐車場及び資材置場への転用事案です。申請地は、●●の東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、陸上運送事業などを営む会社でございま

豊田主査	す。申請地は、既に駐車場及び資材置場として利用されておりますが、相続の際に農地法の許可を得ていないことが判明したため、このたび申請をされたものでございます。申請地は、渡人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、181－4でございます。 堆肥置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に居住されている方でございます。このたび、牧場での堆肥置場が不足しているため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は、受人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、182－5について説明いたします。 駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に主たる事務所がある保健、医療または福祉の増進を図る活動等を行う特定非営利活動法人でございます。現在、本申請地の隣接にある駐車場が手狭であるため、転用しようとするものでございます。なお、申請地は、受人が許可を得ることなく造成行為を行っていたため、始末書を徴取しております。 続きまして、183－6について説明いたします。 社会福祉施設への転用事案でございます。受人は、●●に主たる事務所がある母子生活支援施設の経営等を行う社会福祉法人でございます。申請地は、●●の北東に位置します第1種農地でございます。このたび、社会福祉施設を新築するため、転用しようとするものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ホ、公益性が高いと認められる事業として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 続きまして、184－7について説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、土木工事業等を営む会社でございます。このたび、従業員及び来客用の駐車場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、185－8について説明をいたします。 駐車場及び資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、電気給湯器交換、電磁調理器、蓄熱暖房機器等の家庭用電化製品の販売、リース及びメンテナンス等を営む会社でございます。このたび、従業員の駐車場及び資材置場が新たに必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、186－9について説明いたします。 共同住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に居住されている方でございます。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。このたび、共同住宅1棟を建築するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 続きまして、187－10、188－11は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。 太陽光発電設備への転用事案でございます。187－10は、●●の北に位置します第2種農地でございます。188－11は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものでございます。 続きまして、189－12について説明いたします。 建売住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の北西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、本申請地に建売住宅を17棟建築、販売するため、転用しようとするものでございます。なお、開発許可申請につきましては、担当部局に提出済でございます。 続きまして、190－13について説明いたします。 資材置場への転用事案でございます。申請地は、●●の東に位置します第2種農地で
------	---

豊田主査	ございます。受人は、●●に本店を置き、土木建設工事の設計、請負及び施工等を営む会社でございます。このたび、事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、191－14について説明いたします。 資材置場への転用事案です。申請地は、●●の北東に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産売買等を営む会社でございます。このたび、事業拡大に伴い、新たな資材置場が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、192－15について説明いたします。 駐車場への転用事案でございます。申請地は、●●の西に位置します第2種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、不動産の貸付等を営む会社でございます。現在、近隣で使用している駐車場が使用できなくなり、代替地が必要となったため、転用しようとするものでございます。 続きまして、193－16から200－23は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明をいたします。 営農型太陽光発電設備への一時転用事案でございます。193－16は、●●の東に位置します農用地区域内農地でございます。194－17は、●●の南東に位置します農用地区域内農地でございます。195－18は、●●の北西に位置します農用地区域内農地でございます。196－19から199－22は、●●の南に位置します第1種農地でございます。200－23は、●●の南に位置します第1種農地でございます。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社でございます。このたび、本申請地で営農型発電事業を行うため、193－16から195－18は許可後10年間、196－19から200－23は令和15年9月5日まで一時転用しようとするものでございます。196－19から200－23は、令和5年9月6日付で許可されておりますが、渡人の名義を変更するため、改めて申請がされたものでございます。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号及び農地法施行令第11条第1項第2号柱書、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、農振法の規定によって定められた農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの及び一時転用のために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、農用地区域内農地及び第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、下部の農地におきましては、サカキの栽培を行う計画でございます。太陽光パネルの支柱間隔は、縦約3.4m、横約2.4m、パネルの最低地上高約2.1m、最高地上高約2.7mとなっており、農作業に係るスペースは確保されております。営農計画書での年間収穫量は、10a当たり、約7,500本程度を見込んでおり、根拠資料として知見書ほか関東農政局静岡県農林水産統計年報等が提出され、本計画は地域の平均的反収と比較して8割以上の収量が確保される計画となっております。 以上、説明いたしました23件につきまして、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、一体事業として30a以上の農地を転用する場合や営農型太陽光の案件は、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付いたしました一覧表のうち、179－2、180－3、183－6、189－12、193－16から200－23を意見聴取いたします。 以上、ご審議をお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がありました。 担当の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議長	ないようですので、これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。
村上委員	11番の村上でございます。 反対という意見ではないのですが、太陽光発電ですね。これが前から気になっておりますけど、3条と5条の関係で今回も3条が7件、5条の関係で11件、合計2町5反の田んぼが太陽光で消えました。今年度4月以降、約5町の田んぼがもう消えていま

村 上 委 員	す、太陽光によって。これは私ごとでございますが、私の地域では多面的交付金をもらいながら水路の整備とか河川の整備、池の整備をやっていて、今16軒で管理をしているのですが、この太陽光ができたことによって2軒の方が出席をされておりません。14人でそういった地域の農地を今守っています。それで、この委員会もやはり農地、農業を守るのが大きな仕事であろうと思うのですよ。私は農業委員になって2年になりますけど、多分この太陽光というのは10年ぐらい前から始まって、多分50町ぐらいの田んぼがもう消えていると思います。農業大国東広島と言っても、このまま放っておいたらこの後10年、20年後には大変な遺恨を残すと思います。ですから、反対はできませんが、何とか両立できるように。太陽光も必要ですけども、やはりある程度節度を持ってやってもらわないと、これは大変なことになるのではないかという危惧をしつつ、ちょっと質問をしました。最終的にはこれは農業委員会だけの問題ではなく、やはり最後は都市計画の意見も聞きながらやっていかないと、今田んぼは稲を刈られてきれいになっていますが、見渡せばばちばちと太陽光施設が見えるのですね。もう見え出しています。そういったことも気にしながら、今からどうやっていくかというのは私もいろんな部署行って勉強はしてみますけど、一つその辺をまたみんなで注意深く見守ってあげてください。そうしないと10年、20年後には、これはどうしてしまったんだということになってしまったらもう遅いです。そのようなことを思ったので、ちょっと手を挙げさせてもらいました。ありがとうございました。
尾 崎 局 長	太陽光に関するご意見、確認させていただきました。 昨今の状況を含めておおまかに説明いたしますと、令和5年度の許可実績に対しましては、今ほとんど転用面積の約半分程度を太陽光発電が占めているという状況でございます。過去3か年の平均を見まして年間100件程度が継続的に続いている中、最近また増加の傾向が出ているという状況となっております。一時は、鉄とか材料の資材高騰で減少傾向の時期もあったのですが、また最近コロナの回復後、回復傾向に移っているのかなという認識です。ご質問のありました許可基準につきまして申しますと、やはり今許可を出している案件につきましては、優良農地以外の申請場所において許可の要件を満たしておるということで事務局で申請を受けております。したがって、優良農地の申請につきましては、従来どおり太陽光の発電設置はできないということとなっておりますので、引き続き転用申請の妥当性を見させていただきながら対応してまいりたいと思っております。 また、令和6年6月におきましては、皆様ご承知のとおりガイドラインを農業委員会で作成させていただきました。こちらは周辺の皆様とのトラブルの防止を目的といたしまして作ったガイドラインでございます。事業者の皆様におかれましては、申請を近隣の皆様に対しまして丁寧に説明をしていただきますように事務局から説明とお願いをしておりますので、引き続きガイドラインの徹底を行ってまいりたいと思っております。なお、先般からご意見いただいております条例につきましても、農業委員会以外の部局のセクションと一緒に今検討に入っているところでございます。まだ、すぐ設置という段階ではございませんが、また農業委員会での勉強会も含めて検討を行いたいと思っておりますので、皆様のお力添えをよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、ほかにはございませんか。
	< なし >
議 長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第49号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第49条のうち、意見聴取の対象案件については許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありません

	んとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については本総会で許可することに決定いたします。 次に、日程第４の報告事項に入ります。 報告第48号から報告第51号について事務局の説明を求めます。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第48号から報告第51号までは、東広島市農業委員会事務局規程第６条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 １ページをお願いいたします。 報告第48号農地法第４条第１項第７号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 ２ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第４条による農地転用届は、今月分は３件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ３ページをお願いいたします。 報告第49号農地法第５条第１項第６号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 ４ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第５条による農地転用届は、今月分は１件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 ５ページをお願いいたします。 報告第50号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。 ６ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は19件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 11ページをお願いいたします。 報告第51号農地改良届出の受理についてでございます。 12ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は１件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。
議長	報告は終わりました。 次に、日程第５のその他に入ります。 何かございましたらお願いをいたします。
荒谷委員	10番荒谷です。 ちょっとお伺いするんですが、行政から農地パトロールということで計画どおり我々は提出いたしました、不作付地がやはり増えて実は困っております。先ほどもちょっと一部の方に相談をしたのですが、３月の総会の３条申請で39－５の議案で3反2筆なんですが、●●の土地で買われた方が●●の方だったんですね。麦を植えると。これから植えるかどうか分からないのですが、以前は委託業者が丁寧に稲作をやっておられたんですが、そのまま放ってあるんですね。私は評価としては不作付地としました。だけど、このような申請が認可されて、ちょっと私も一部の方に相談したんですが、●●から来て、果たして3反くらいあるのに仕事するのかなという、私はちょっと疑問視しております。近所の方も、大丈夫と言われますけど、私たちはどうこう言うわけにいきませんから、ここを事務局としてどのようにフォローされるのか。説明によると、機械もある、働く人もいる、経験者、これはもう問題なくオーケーだと思うんですね。その後のフォローというのはどこまでどのようにされるのかなということをちょっと聞きたいですね。私もざっくり聞いてみましょうと言うのですが、一旦、本当に機械を持っておられるのか、働き手が本当におられるのか、誰かがフォローしないとよくないと思います。近所からも大丈夫と。道の端はずっと１mぐらいの草を誰かが刈っておられま

荒 谷 委 員	す。だから、麦ならば今から耕して植えるのだと言われるかもしれませんが、そこはちょっと私たちにはよく分かりません。 それと、農地パトロールをして感じたことですが、畦畔管理をきちっとして、それでトラクター作業もして、実にきれいにしても何も植えておられないので不作付地と。それから、自分ではもうどうにもならないからぼちぼちやっていたが、もうできなくなった。委託業者からももう戻されたと。これも不作付地。草ぼうぼうになるわけですね。それともう一つは、きれいに圃場整備されている中にぽつんと、2反3反ぐらいの田が毎年不作付地に上がるんです。これはどうも地区外の方が持っておられると思います。ここらを事務局として何か、例えば近所の方とか隣接した方とうまくマッチングして作るように何か指導はできないものだろうか。 この2点を私は危惧しております。結論はすぐ出ないかもしれませんが、我々の立場としたら、ただ現状把握して放っておくと、後はどのようにされるかは分からないのが現状です。これをもうちょっとチェックしてもらって、次にはこうしようとか対策を打ってもらわないと、毎年同じところを見極めなくてもでもいいんですから、不作付地が増えると言えればいいんですけど、ちょっと機能していないような気がするんですが、どうぞご検討ください。
議 長	ありがとうございました。 事務局から何かありましたらお願いします。
松下局長補佐	1点目の3月に3条申請があつて、受人の方が麦を植えるという計画であつたのに作付されてないという件についてですが、こちらについては個別にこちらで確認をさせていただきたいと思います。その後、また農業委員と推進委員等にご協力いただき、フォローといいますか、作付の支援をさせていただきたいと思っています。 以上でございます。
荒 谷 委 員	もう一点。 先程の圃場を整備されている中へぽつんとある良い田んぼを草ぼうぼうにして、近所の方も、近隣の方、周囲の方も迷惑だと思います。恐らく地区内の方だったら話はされると思うんですが、そこらを行政として何年も放置されているのであれば、マッチングという言葉を使つたんですが、隣の人が作ってもいいと思うんですよね。できないものではないかな。
定井局長補佐	不作付地について、近隣の方で営農されている方がいらっしゃって、その方が営農したいということであれば、もちろん貸し借りというのは可能であろうかと思います。現実的にそういった田んぼ、不作付地、圃場整備した農地であっても市内にたくさんあるというのが現状でございまして、実際には担い手の方がなかなか不足しているというのも現状でございまして。こうした中で今地域計画について各地域で協議等させていただいておりますけれども、来年4月以降、全ての地域というわけではありませんけれども、市内である程度重点地域というものも決めながらそういった農地の貸し借りというのを促進するような協議、農業委員、推進委員のご協力をいただきながら進めさせていただければと考えております。
荒 谷 委 員	協力するといっても、どなたが持っておられるか分からないわけです。では、隣に作っておられる方を探して、あなたには作る意思がありますかということをお我々やらないといけませんか。できないでしょう。そこまでやることもないと思う。やっぱりもうちょっと大局的に見てもらえば行政から、いつまでもこういうことをしているけど、どうにかありませんかというふうな何か動きがないと、隣の人に言ったら作るよと言われても、誰に言ったらいいのか、本当に向こうは貸す意思があるのかということとはどちらが先かと言えば、やはりご迷惑をかけておられる地主さんが積極的にこう考えています、了解しますよと言ってもらわないと、それを作る人はいないと私は思います。
定井局長補佐	そういった地権者の土地、農地等につきましても、個別に相談させていただければと思います。
荒 谷 委 員	よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございました。

土 井 委 員	17番土井です。 先ほどの●●の方の件ですが、かなり広く農業をされておられる方です。キャリアカーも持っておられて、十数haは作っておられるだろうと、地区は他所なのではっきりしたことはちょっと分からないですが、そういう方です。
荒 谷 委 員	安心しました、それなら。
土 井 委 員	麦の作付は今からですが、11月の20日ぐらいまでに植えれば大丈夫なので多分今からではないかと思います。 以上です。
荒 谷 委 員	ありがとうございます。
議 長	ありがとうございました。 ほかはございませんか。
	< な し >
議 長	ないようですので、委員の皆様には長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでございました。 それでは、次回の総会について報告をします。 次回11月総会は、11月27日水曜日10時から市役所本館 3 階303会議室、この会議場において予定しておりますので、ご出席をお願いいたします。 以上で10月総会を閉会いたします。

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 16番 大 月 靖 規 委員 17番 土 井 浩 文 委員